

市町村名	新見市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
移住・定住推進課	○	○	○	○			随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
総務部 移住・定住推進課	西江 厚子	0867-72-6114

2 移住専門相談員の有無 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
新見市移住交流支援センター	松田 礼平	0867-88-8331
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・移住に関する総合的な相談 ・6次産業化などソーシャルビジネス支援 ・地域交流に関すること 	

3 お試し住宅の有無 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R5年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

<p>【ツアーの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移住アドバイザーが、移住希望者のニーズに沿ったプランをオーダーメイドで作成し、案内する。 ○ツアー中の宿泊については、下記のお試し暮らし支援事業補助金の活用も可能。
--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし支援事業補助金	<p>○目的</p> <p>移住を検討している人にとって移住先の様子を知る機会があることは、移住先の選定に際して有利な材料となるため、新見市内での実際の生活を安価に体験できる機会を提供する。</p> <p>○対象者</p> <p>本市への移住を検討している人及びその者と生計を一にする世帯構成員</p>	<p>指定する宿泊施設での宿泊に要する経費(1泊食事なしの料金)の一部を支援</p> <p>・利用者は、1世帯あたり1泊2千円のみを負担し、差額は市が宿泊施設へ補助</p> <p>・同一申請者における年度内の利用上限:3泊</p>
	にいまde子育て体験事業	<p>○目的</p> <p>子育て世代向けに、子育て環境と実生活に近い体験を提供することで、将来的な移住者の増加と移住後のミスマッチを防ぐもの。体験期間は、2週間程度を想定しており、子どもは保育所体験、親はリモートワークをしながら、市内を見学し、移住後の生活をイメージしてもらう。</p> <p>○対象者</p> <p>新見市への移住を検討している子育て世帯。</p>	<p>既存の「お試し暮らし支援事業補助金」を活用することで、宿泊費を抑え、気軽に体験事業に来ることが可能</p>
起業	創業・事業承継支援事業補助金	<p>○目的</p> <p>新見市創業支援事業計画に従い、創業を目指す起業家に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を補助することにより、JUターンによる定住促進などを旨とする。</p> <p>○対象者</p> <p>市内に居住する60歳未満の個人で、市内に住所を移し、1年以内の者(移住創業支援対象)</p> <p>※その他、「市内創業支援」、「第二創業支援」、「事業承継支援」もあり。</p>	<p>・創業:新たにお店を開店させる場合や、新たに事業所を立ち上げる場合に必要となる経費(店舗等借入金費、設備費、広報費、委託費等)の一部を補助</p> <p>・事業承継:上記経費のほか処分費、原状回復費、修繕費(借用物に限る)</p> <p>○補助率:2/3以内</p> <p>○補助限度額:100万円</p>
就農	就農サポート事業補助金	<p>○目的</p> <p>○新規就農者の確保・育成及び就農環境を整備する。</p> <p>○対象者</p> <p>○農業体験研修を終了した者・農業実務研修生・新規参入型就農者</p> <p>○内容</p> <p>○①借家賃借料の助成</p> <p>○②借家リフォーム費の助成</p> <p>○③農地借地料及び土づくり資材費の助成</p>	<p>①補助率:1/2以内、上限1万円/月</p> <p>①補助期間:農業実務研修開始後又は就農開始後2年間を限度</p> <p>②補助率:55/100以内、上限90万円</p> <p>② ※1人1回限り</p> <p>③補助率:55/100以内、上限10万円/10a</p> <p>③ ※1人1回限り</p>
	新規就農者住宅確保事業補助金	<p>○目的</p> <p>○新規就農者が円滑に住宅を確保できるよう支援し、農業振興及び福祉の向上を図る。</p> <p>○対象者</p> <p>○農業体験研修事業を終了した実務研修生又は新規就農者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農計画において農業経営が適当と認められる者 ・45歳以下の者、実務研修終了後10年以内の者又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に従事する配偶者がある者 ・リース契約等において保証人が存在する者 ・その他市長が特に必要と認める者 <p>○内容</p> <p>○①住宅リース料の助成</p> <p>②新築住宅購入費の助成</p> <p>③中古住宅購入費の助成</p>	<p>①月額4万円、期間:5年間</p> <p>②150万円</p> <p>※1人1回限り</p> <p>③補助率:1/2以内、上限150万円</p> <p>※1人1回限り</p>
住宅	空き家情報バンク登録制度による情報提供	<p>○目的</p> <p>市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うことにより、市の定住人口の増加と地域の活性化を図る。</p> <p>※登録された空き家情報については、市ホームページ等により公表</p> <p>※利用に際して、事前登録等は必要なし</p>	

<p>空き家活用推進事業補助金</p>	<p>○目的 空き家の有効活用による本市への定住促進と地域の活性化を図る。 ○対象者 ・新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人 ・定住するために市内の空き家を購入、賃借等を行う人(入居者)又は移住希望者等へ賃貸等を行う人(所有者) ・申請時点において、空き家への入居者が決定している人 ・税等の滞納がない人、暴力団員等でない人 など ※ただし、同一申請者及び同一物件に対し、次の補助メニューにつき、それぞれ1回限りとする。 ○条件 補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住する(させる)こと ○内容 【購入補助】 次の全ての条件を満たす空き家の購入(家屋及び宅地購入費のみを対象)に要する経費の一部を補助 ・購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に登記が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【改修補助】 空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの ・市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの ・補助対象経費が30万円以上であるもの ・まだ事業着手していないもの ・年度内に工事等が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【家財整理補助】 家屋内に残された家財道具等を市内の専門業者に委託し、処分する場合、その処分経費の一部を補助(次の条件全てを満たすこと) ・補助対象経費が10万円以上であるもの ・移住希望者の入居前又は入居後1年以内に行うもので、補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p>	<p>【購入補助】 補助対象経費×3/10 または ※4/10 上限200万円 【改修補助】 補助対象経費×4/10 または ※5/10 上限300万円 【家財整理補助】 補助対象経費×1/2 上限20万円 ※補助率の上乗せがあるのは、以下のいずれかの場合 ①空き家使用者が中学校卒業までの子を養育している世帯 ②空き家の使用者またはその配偶者が40歳以下の世帯</p>
<p>新見産材のめぐりを活かした家づくり支援事業</p>	<p>○目的 木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内定住者の確保・促進を図る。 ○対象者 市内に一戸建ての木造専用住宅を新築又は増改築する市民 ○要件 以下の要件をみたとすこと。 ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。 ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上、増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。 ③新築の場合、主要構造材のうち新見産材を70%以上使用し、うち70%が乾燥材であること。 ④市内の建築業者(個人を含む。)が建築する住宅であること。</p>	<p>新築 1戸あたり50万円 増築 1m3あたり2万5千円(上限30万円)</p>
<p>子育て</p>	<p>子育て支援金(出生祝金) ○目的 新しい子の誕生を祝福するため、出生祝金を支給することにより、次代を担う子の多くの誕生を祝い、健やかな成長と明るい家庭を築くことを促進する。 ○対象者 出生した子を養育している保護者 ※出産後1年以上、本市住民である意思がある者 ※申請できる期間は、出産後1年以内</p>	<p>○支給内容 ・現金8万円 ・地域ポイント2万円分 ※出生後、1年以内に転出した場合は返還金が生じる。</p>
<p>子育て支援医療費の助成制度</p>	<p>○目的 子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上及び子育て支援を推進する。 ○対象者 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子ども</p>	<p>医療費の自己負担額を助成することで、医療費を無料とする。</p>
<p>保育料の減免制度</p>	<p>○目的 保育施設を利用する子どもの保護者の経済的負担軽減を図る。 ○対象者 3歳未満の子ども(第2子、第3子)</p>	<p>第2子…基準額の1/2 第3子…無料</p>
<p>保育料、副食費、教材費の無料化</p>	<p>○目的 教育、保育施設を利用する子どもの保護者の経済的負担軽減を図る。 ○対象者 満3～5歳児クラスの子ども</p>	<p>保育所等における保育料及び副食費、教材費を無料とする。</p>
<p>新見市版「こども誰でも通園制度」事業</p>	<p>○目的 児童が保護者の勤務状況等に関わることなく、公平に市立保育所及び認定こども園が利用でき、児童の福祉の増進を図る。 ○対象者 1歳児及び2歳児 ※毎年4月1日時点で満1歳、満2歳に達している児童</p>	
<p>学校給食費応援に一みんポイント事業</p>	<p>○目的 保護者が負担する小中学校の学校給食費相当分を、保護者のICOCAカードへ、地域ポイント(に一みんポイント)を付与することにより、子育て世代の経済的支援を推進する。 ○対象者 以下の要件を全て満たす者 ・児童生徒及び保護者が新見市に住所を有している者 ・保護者がICOCAカードを所有している者 ・学校給食費を滞納していない者</p>	<p>地域ポイントを年3回に分けて付与する。 ・小学生の保護者へ 年間6万円分 ・中学生の保護者へ 年間7万2千円分</p>
<p>その他</p>	<p>給食のアレルギー対応 原則入学前申請、対象者の状況によりアレルギーの除去又は代替食の提供を行う。</p>	
<p>新見市結婚新生活支援事業</p>	<p>○目的 結婚に伴うスタートアップに係るコストを支援することで新婚世帯の負担を軽減し、本市内での安心した新生活を応援する。 ○対象 令和6年1月1日以降に入籍された、夫婦ともに39歳以下で、合計所得が500万円未満の新婚世帯が対象で、住宅取得費用や賃借費用、引越費用、リフォーム費用の一部を補助する。</p>	<p>・夫婦ともに29歳以下…60万円 ・上記以外の39歳以下…30万円</p>

新見市移住定住奨励ポイント	<p>○目的 IJUターン者で市内又は通勤可能な事業所に就職した者に対して地域ポイントを付与することで、新生活時の財政的負担を軽減し、定住につなげるもの。</p> <p>○対象 市外に1年以上居住していた者で、本市に転入後1年以内に市内又は通勤可能な市外事業所に正規職員として就職した者</p>	市内の加盟店で使用できる地域ポイントを20万円分付与する。
新見市市内就職奨励ポイント	<p>○目的 IJUターン者で市内事業所に就職した者に対して、就職から1年経過ごとに地域ポイントを付与することで、市内事業所への定着を図るもの。</p> <p>○対象 市外に1年以上居住していた者で、本市に転入後1年以内に市内事業所に正規職員として就職した者</p>	雇用開始日から1年経過ごとに、地域ポイントを10万円分ずつ付与する(最大3年間で30万ポイント)
移住支援金の支給	<p>東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から新見市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方 	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算される場合があります。